

各介護保険サービス事業所管理者 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課主査

介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について

日ごろから、本道の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的に、介護職員等処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する標記事業を実施する予定です。

申請方法等詳細につきましては、確定次第、別途お知らせしますが、下記ホームページにおいても、今後、提出様式、提出期限等、掲載していきますので、ご確認いただくようお願いします。

記

1 添付資料

介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について（介護保険最新情報 Vol. 1352）

2 対象事業者

上記 1 の添付資料 P9 にあるサービス区分のうち、介護職員等処遇改善加算 I ～IV を取得している事業所

※現時点で、処遇改善加算 I ～IV を取得していない事業所についても、令和 7 年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出を 4 月 1 5 日（提出期限は提出先の機関により異なる場合あり）までに所管先に提出した場合は、本事業の対象となりますので、積極的な加算取得のご検討をお願いします。

3 補助額

上記 1 の添付資料 P9 にあるサービス区分ごとに、1 ヶ月分の介護報酬（原則 1 2 月分、1 ～ 3 月分のいずれかを選択することも可）に所定の割合を乗じた額

4 補助金の使途

①職場環境改善経費

②人件費（一時金や臨時の手当として想定）

①又は②のどちらかに全額を充てることも可

注）介護テクノロジー等の機器購入は、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」（道の事業名「介護ロボット支援事業費」「介護サービス事業者協働化等促進事業費補助金」）を活用してください。なお、①職場環境改善経費を「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」の対象経費に充当することはできません。

5 本事業の申請先

本事業は、政令市、中核市の事業所、市町村所管の地域密着型の事業所についても、標記事業の申請先は、北海道となります（道内の事業所に限る）。

なお、申請にあたっては、法人単位（法人で全事業所分1つの申請）とさせていただき、国保連に登録されている一つの事業所の口座（申請時に法人が指定）に法人内全事業所分の補助額をお支払する予定です。

また、申請時期は、4月を予定しています。

6 北海道ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/214798.html>

今後、提出様式、提出期限、提出方法等、本ホームページに掲載していきます

7 厚生労働省コールセンターについて

本事業の実施につきまして、下記にて、介護サービス事業所・施設等からの問い合わせ対応を行っています。

○ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

事業運営係

電話：011-204-5935